

県道岡山赤穂線（１・２工区）道路予備修正設計等業務委託（８－１）特記仕様書

本業務の施行に当たっては、岡山市調査、設計、測量業務等共通仕様書に対する下記の特記及び追加事項に従い業務を履行しなければならない。

- 1 履行期限を厳守すること。
- 2 受注者は、契約締結後速やかに着手するとともに、着手前までに工程表、主任技術者及び照査技術者の通知を行い、承認を得ること。
- 3 作業中の事故、その他による一切の損害については受注者の責任において処理すること。
- 4 受注者は、本業務において疑義を生じたときは、速やかに監督員と協議すること。
- 5 業務計画書
受注者は、着手までに業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。
- 6 電子納品
 - (1) 本業務は、電子納品対象業務とする。
 - (2) 成果品は、岡山県電子納品ガイドライン(案)【業務委託編】(以下「ガイドライン」という。)に準拠して作成すること。なお、ガイドラインに対応できない項目及び特に記載がない項目については、監督員と協議のうえ決定すること。
 - (3) 業務の着手前及び納品検査前に、ガイドラインに基づく協議を行うものとし、受発注者間で必要な合意を図るものとする。
 - (4) 電子成果品は、電子化対象部分の成果品を格納した「電子媒体」と、電子化対象外部分及び署名押印が必要な提出書類等を簡易加除式ファイルに綴じた「紙成果」に取りまとめて、正副各１部を提出すること。
簡易報告書は、電子化対象成果及び電子化対象外成果を含め全てを「紙」に印刷した成果品を、簡易加除式ファイルに綴じたもの１部を提出すること。なお、この場合の図面は原寸版と縮小版（Ａ３）で印刷したもの各１部を提出すること。
 - (5) 電子納品にあたっては、電子納品データのフォルダ構成、管理項目、ファイル名などのガイドラインとの整合性をチェックプログラム（岡山県電子納品チェックシステム）により確認し、エラーが無いことを確認した後、ウィルス対策を実施したうえで提出すること。
なお、岡山県電子納品チェックシステムは下記のホームページでダウンロードできます。
<http://www.pref.okayama.jp/page/584683.html>
- 7 設計にあたっては、受注者の創意工夫や技術力を発揮し、以下のものとなるよう最大限努めること。
 - (1) 建設されたものが良品質であること。
 - (2) 低コストで建設できること。

- (3) 高耐久性であること。
- (4) 建設後の維持管理費が低廉であること。
- (5) 解体コストが低廉であること。
- (6) 解体時にリサイクルが容易であること。
- (7) 安全性が高いこと。
- (8) バリアフリー、ユニバーサルデザインの検討を行い、その結果を設計に反映すること。

8 岡山市のコスト縮減対策について、下記の事項を熟知した上、検討すること。

- (1) 「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」を熟知し、具体策を検討すること。
- (2) 以下について検討すること。

- ①工事コスト構造の改善
- ②事業便益の早期発現
- ③工事に伴う環境負荷の低減
- ④工事に伴う通行規制の改善
- ⑤ライフサイクルコスト（将来の維持管理費等の縮減）構造の改善

※上記は「岡山市公共事業コスト構造改善プログラム」に記載している
なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000004446.html>

9 インハウス VE の実施について

本業務では、インハウスVEを実施することとするが、構造改善プログラム内（別表1）新行動計画（改訂版）の見直しの「インハウスVEの実施」に基づき実施すること。

なお、その記録は「インハウスVE記録（コンサルタント記載用）」で提出すること。

10 数量のとりまとめについて（国土交通省に係る委託の場合）

本業務における数量の算出結果は、国土交通省が定めた工事工種体系に沿った数量集計表の様式「土木工事数量集計表様式（案）」に基づきとりまとめを行い、提出すること。

なお、このことについては下記のホームページでも確認できます。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/theme/theme2/sr/suryo.htm>

11 委託業務チェックリストの実施についての実施について

岡山市委託業務チェックリスト運用要領に基づき照査すること。

岡山市委託業務チェックリスト運用要領及び様式は下記のホームページで入手できます。

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000032666.html>

12 建設副産物について

受注者は、建設副産物について、以下のことを念頭において設計にあたること。

- (1) 建設副産物が発生しない設計（現場内利用・現場内改良）
- (2) 資材については、経済性を考慮しながら再生材を使用することを原則とする。
- (3) 検討の結果として別添のリサイクル計画書を作成すること。

13 警察等の関係機関との協議に必要な資料を作成すること。

14 変更後業務委託料の算出について

業務委託料に変更があった場合の変更後業務委託料の算出は、次の式による。

変更後業務委託料

$$= (\text{変更後設計金額(税抜)} \times \frac{\text{当初業務委託料(税込)}}{\text{当初設計金額(税込)}}) \times (1 + \text{消費税率})$$

上記の算定式で、括弧内の計算の結果、10,000 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。

15 岡山市景観デザイン指針に基づく検討について

本業務は、「岡山市景観デザイン指針」に基づき、周辺の環境や事業の目的等を踏まえ、良好な景観形成が図られるよう適正に設計を行う。なお、景観デザインチェックシートの作成を要する場合は、監督員と十分協議の上、作成すること。

【参考】「公共事業のための岡山市景観デザイン指針」

<https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000012360.html>

16 削除

17 削除

18 再委託について

本業務において主たる部分及び次に示す部分については、第三者に委任し又は請け負わせてはならない。

道路予備修正設計、交差点図作成、橋梁概略検討

19 削除

20 削除

21 設計適正化会議の実施について

本業務は設計適正化会議の対象業務のため、必要資料を作成し監督員へ提出すること。

22 ウィークリースタンスの推進

(1) 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者間で設計業務等の業務環境を改善し1週間における就業環境改善の取組）の対象業務であるため、以下の①～⑨について受発注者の協力のもと取組むものとする。

① 月曜日（休日明け）を依頼の期限日としない。

② ノー残業デー（水曜日）は、勤務時間外の依頼及び16時以降に打合せはしない。

- ③ ノー残業デー（水曜日）に資料作成の依頼を行う場合は、翌日（木曜日）を期限日としない。
 - ④ 金曜日（休前日）に新たな依頼をしない。
 - ⑤ 資料作成等作業依頼を正規の勤務時間以外には行わない。
 - ⑥ 打合せの開始時に終了時刻を定め、原則その時刻内に完了する。
 - ⑦ 昼休みや午後５時以降開始の打合せをしない。
 - ⑧ 作業内容に見合った作業期間を確保する。（休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう配慮する。）
 - ⑨ その他、任意に設定。
- （２）ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって「ウィークリースタンス推進チェックシート（初回打合せ時）」を基に決定する。取組期間については、初回打合せ時（実施内容を設定した日）から工期末までとする。
- （３）受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- （４）成果物納入時の打合せにおいて、実施結果（効果・改善点等）を受発注者双方で確認し、「ウィークリースタンス推進チェックシート（実施結果）」に記入し打合せ記録簿で提出し、共有する。
- なお、「ウィークリースタンス推進チェックシート」の様式は下記のホームページで入手できます。
- <https://www.city.okayama.jp/jigyosha/0000028872.html>